

○上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 27 年 12 月 25 日

条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務及び町長又は上牧町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関は、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 3 欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供

を受けることができる場合は、この限りでない。

3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 町長	上牧町乳幼児等医療費助成条例（昭和48年9月条例第15号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和54年7月条例第11号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

3 町長	上牧町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月条例第16号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	上牧町重度心身障害老人等医療費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和51年12月条例第21号）による災害弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	上牧町精神障害者医療費助成事業実施要綱による精神障害者に対し医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	上牧町重度心身障害者等福祉年金条例（昭和56年4月条例第6号）による年金受給に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	上牧町障害者地域生活支援事業実施要綱による日常生活用具給付及び移動支援等に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	上牧町児童生徒就学援助要綱による就学の援助に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	上牧町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による補助金交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	上牧町乳幼児等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 町長	上牧町ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務で	医療保険給付関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

	あつて規則で定めるもの	
3 町長	上牧町心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
4 町長	上牧町重度心身障害老人等医療費助成要綱による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
5 町長	上牧町災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
6 町長	上牧町精神障害者医療費助成事業実施要綱による精神障害者に対し医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
7 町長	上牧町重度心身障害者等福祉年金条例による年金受給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
8 町長	上牧町障害者地域生活支援事業実施要綱による日常生活用具給付及び移動支援等に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報及び生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	上牧町児童生徒就学 援助要綱による就学 の援助に関する事務 であって規則で定め るもの	町長	住民票関係情報、地方 税関係情報、生活保護 関係情報、児童扶養手 当関係情報であって 規則で定めるもの
教育委員会	上牧町私立幼稚園就 園奨励費補助金交付 要綱による補助金交 付に関する事務であ って規則で定めるも の	町長	住民票関係情報、地方 税関係情報、障害保健 福祉関係情報、児童扶 養手当・特別児童扶養 手当関係情報、生活保 護関係情報であって 規則で定めるもの